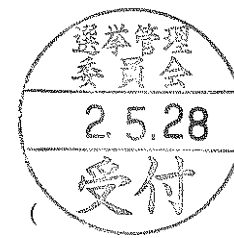


(その1)

収支報告書



令和元年分
開催分)

(ふりがな) とくだけしこうえんかい
 1 政治団体の名称 徳田毅後援会

2 主たる事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市東谷山1丁目75-16

3 代表者の氏名 (姓) (名)
西村 正一郎

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
山中 一正

事務担当者の氏名 (姓) (名)
徳永 真由美

(電話) 099-263-1001

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 徳田 毅
公職の種類	衆議院議員 (現職・候補者の別) (候補者等)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,551,472
(前年からの繰越額)	1,551,462
(本年の収入額)	10
支 出 総 額	560,509
翌年への繰越額	990,963

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
	この頁の小計		0
	1件10万円未満のもの		10
	合 計		10

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	12,902	0	
(4) 事 務 所 費	543,107	0	
小 計	556,009	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	4,500	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	4,500	0	
合 計	560,509		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	12,902				
	合 計	12,902				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所家賃	120,000	H31/1/31	(株)翔紀	鹿児島県鹿児島市東谷山1-75-16	
2	事務所家賃	120,000	R1/6/28	(株)翔紀	鹿児島県鹿児島市東谷山1-75-16	
3	ガソリン代	25,910	H31/1/31	南国殖産(株)谷山和田給油所	鹿児島県鹿児島市和田1-17-1	
4	電話代	16,360	H31/1/4	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-70	
5	電話代	14,630	H31/1/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-70	
6	電話代	11,855	H31/2/28	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-70	
7	電話代	19,881	H31/4/1	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-70	
8	電話代	16,833	R1/5/7	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-70	
9	電話代	17,393	R1/5/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-70	
10	電話代	12,609	R1/7/1	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-70	
11	電話代	16,566	R1/7/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-70	
12	電話代	14,607	R1/9/2	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-70	
13	電話代	13,881	R1/9/30	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-70	
14	電話代	11,676	R1/10/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-70	
15	電話代	14,355	R1/12/2	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-70	
	この頁の小計	446,556				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	顧問料	19,558	R1/5/8	税理士 小福田 博	鹿児島県鹿児島市吉野町1045-15	
17	サポート料	48,816	R1/5/7	弥生㈱	北海道札幌市中央区北2条西1-1-10F	
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
	この頁の小計	68,374				
	その他の支出	28,177				
	合 計	543,107				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	渉外費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
この頁の小計		0				
その他の支出		4,500				
合 計		4,500				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年 5月 20日

政治団体の名称

徳 田 毅 後 援 会

会計責任者の氏名

山中

一正



(印)

代表者の氏名

(代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和 2年 4月10日

徳田毅後援会

代表 西村 正一郎 殿

登録政治資金監査人

い、徳田



登録番号 第 2895 号

研修終了年月日 平成21年11月13日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、徳田毅後援会の平成31年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を効率的に実施するため、税理士法人南九州総合会計の本社（鹿児島市 吉野町 1045-15）において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領收書等、領收書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領收書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

徳田毅後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、徳田毅後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以 上